

港湾施設・海岸保全施設 点検業務
標準歩掛

令和2年7月

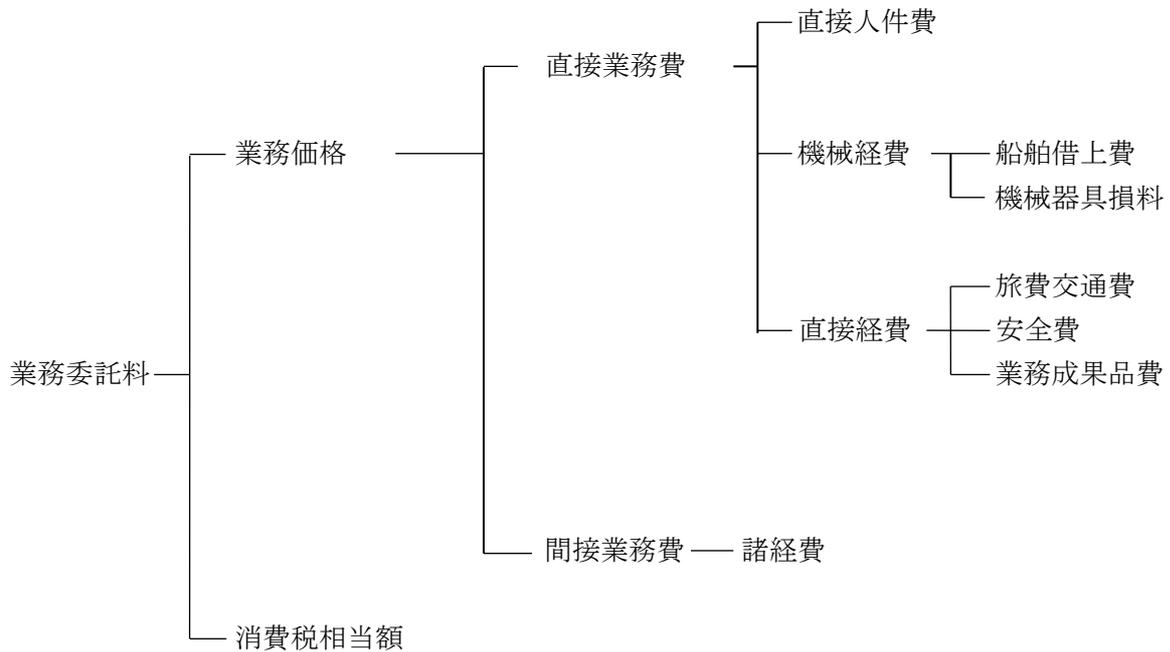
香川県土木部 港湾課

港湾施設・海岸保全施設 点検業務 標準歩掛

1. 適用範囲

この標準歩掛は、香川県が管理する港湾施設・海岸保全施設について、「港湾施設・海岸保全施設 点検実施要領（平成30年9月香川県）」に基づき実施する点検に適用する。

2. 現地調査の構成



3. 業務内容

3.1 計画業務

3.1.1 計画準備

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び実施に必要な事項を企画・立案した業務計画書を作成するものとする。

3.1.2 協議打合せ

本業務の協議打合せは、業務着手時、業務完了時の2回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

3.1.3 資料等の収集整理

資料等の収集整理は、発注者から提供する点検対象施設（港湾施設・海岸保全施設）の災害、施設諸元、設計図書、点検・修繕等の履歴、被災履歴等を用いて、「スパン割」「点検診断項目」を評価シート（参考資料-1）に整理する。

3.2 点検業務

- ①点検前には、点検位置図（参考資料-2）と点検断面位置図（参考資料-3）を作成する。
- ②点検に当たっては、施設の起終点を確定するとともに、現地でスパン割（マーキング等）を行う。起終点の写真是、起点・終点写真帳（参考資料-4）に整理し、現地確認したスパン数は、「評価シート（参考資料-1）及び点検位置図（参考資料-2）」に記載する。
- ③また、各施設の「スパン」延長を簡易計測して施設延長を集計する。なお、施設延長の集計は、評価シート（参考資料-1）の最終行を使用して良い。
- ④各施設において、水門、陸閘等がある場合は、そのおおよその位置を「点検位置図（参考資料-2）」に示すとともに、水門・陸閘状況写真帳（参考資料-5）に整理する。
- ⑤点検は、原則、陸上天端面（エプロン又は水叩き）からの目視により、確認できる範囲で実施する（参考資料-7-1～参考資料-7-3参照）。
- ⑥また、点検は、スパン（上部工又は波返工の目地間）ごとに実施する。
- ⑦変状の確認は、工種ごとの最大変状のみを対象に確認を行う。
- ⑧確認した最大変状は、下表及び「港湾施設の劣化ランク判定例（参考資料-8）及び海岸保全施設の劣化ランク判定例（参考資料-9）」を参考に変状の程度（変状ランク a, b, c, d）を評価し、その結果を評価シート（参考資料-1）に記載する。

表-2.3 部材の劣化度の判定基準

部材の劣化度	部材の劣化度の判定基準
a	変状により部材の性能（安全性・使用性）が著しく低下している状態
b	変状により部材の性能（安全性・使用性）が低下している状態
c	変状はあるが、部材の性能（安全性・使用性）への影響はない、または軽微である状態
d	変状が認められない状態

- ⑨なお、変状ランクが a, b の場合は、その変状寸法等を評価シート（参考資料-1）に記入するとともに、写真撮影を行い、変状写真帳（参考資料-6）に整理する。

⑩水門、陸閘等については、基本的に土木構造物（コンクリート部分）を対象に、目視点検を行い、「波返工」に準じて変状現象の程度（変状ランク a, b, c, d）を確認する。なお、水門、陸閘等の開閉確認は行わないものとする（参考資料-7-3参照）。

3.3 健全度評価業務

健全度評価は、下表を参考に、点検業務で整理した「スパン」ごとの変状ランク（a, b, c, d）をもとに、「点検診断項目」ごとにA、B、C、Dランクにより評価し、評価シート（参考資料-1）及び点検位置図（参考資料-2）に記載する。

健全度評価は、下表の判定基準を参考に、施設の設置目的と変状が施設の機能低下に及ぼす影響等を考慮し、総合的に行うものとする。

表-2.4 部材の性能低下度判定基準

評価	性能低下度評価基準
A	劣化度「a」の変状が数個以上ある場合。 大きな変状により、安全性・使用性が確保されないなど、直接的に影響がある及び、早急に対応が必要な場合。
B	劣化度「a」がある場合、及び「b」の変状が多数ある場合（5割）。 放置した場合に、部材性能が低下する恐れがある場合。
C	A、B、Dランク以外と評価される場合。
D	劣化度判定が全て「d」の場合。

3.4 照査及び報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえた照査を行い、業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

3.5 参考資料

- 参考資料-1： 評価シート
- 参考資料-2： 点検位置図（作成例）
- 参考資料-3： 点検断面位置図（作成例）
- 参考資料-4： 起点・終点写真（作成例）
- 参考資料-5： 水門・陸閘状況写真（作成例）
- 参考資料-6： 変状写真（作成例）
- 参考資料-7： 目視点検範囲（参考資料-7-1～参考資料-7-3）
- 参考資料-8： 港湾施設の劣化ランク判定例
- 参考資料-9： 海岸保全施設の劣化ランク判定例

4. 計画業務

4.1 計画業務

4.1.1 計画準備

(1業務当り)

名称	形状寸法	単位	数量	備考
測量主任技師		人	0.4	
測量技師		人	0.7	
測量技師補		人	1.4	
測量助手		人	0.7	
事務用品費		%	1.0	直接人件費の

4.1.2 協議打ち合わせ（業務着手時、完了時）

(1回当り)

名称	形状寸法	単位	数量	備考
測量主任技師		人	0.5	
測量技師		人	1.5	
測量技師補		人	1.5	

4.1.3 資料等の収集整理

(1日当り)(5施設/日)

名称	形状寸法	単位	数量	備考
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	1.0	

4.2 陸上目視点検

(1日当り)(200m/日)

名称	形状寸法	単位	数量	備考
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	1.0	
ライトバン	2,000cc	台	1.0	
雑費		%	1.0	直接人件費の

4.3 健全度評価の実施・記録

(1日当り)(5施設/日)

名称	形状寸法	単位	数量	備考
測量技師補		人	1.0	
測量助手		人	1.0	

4.4 照査および報告書作成

(1業務当り)

名称	形状寸法	単位	数量	備考
測量主任技師		人	1.5	
測量技師		人	3.0	
測量技師補		人	3.5	
測量助手		人	6.0	
雑費		%	1.0	直接人件費の

5. 直接経費

5.1 旅費交通費

港湾請負工事積算基準 第3部その他の積算基準 第1編設計等業務 1節計画・開発・調査等業務 2-5 旅費の算定 に準ずる。

5.2 安全費

(a) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、必要に応じて交通誘導員を計上する。

(b) 安全監視船

点検調査に船舶を使用する場合は、現場の安全確保に努めるものとし、必要に応じて安全監視船を計上する。

5.3 業務成果品費

港湾請負工事積算基準 第3部その他の積算基準 第1編設計等業務 1節計画・開発・調査等業務 3-3 直接経費 に準ずる。

6. 諸経費

港湾請負工事積算基準 第3部その他の積算基準 第2編測量・調査等業務 1節測量業務 2-4 諸経費 に準ずる。

7. 消費税相当額

港湾請負工事積算基準 第3部その他の積算基準 第1編設計等業務 1節計画・開発・調査等業務 2-2-3 消費税等相当額 に準ずる。